主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人新関勝芳、同池田浩三、同西川茂の上告趣意のうち、憲法三一条違反をいう点は、実質は単なる法令違反の主張であり、その余は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であり、弁護人川添清吉の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であり、被告人本人の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、所論にかんがみ、職権で記録を精査しても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五三年七月一二日

最高裁判所第一小法廷

里	萬	崎	藤	裁判長裁判官
_	盛		岸	裁判官
夫	康	上	岸	裁判官
光	重	藤	寸	裁判官
亨		Щ	本	裁判官